

静岡県税務印刷物等広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、静岡県税務印刷物等広告掲載要綱第3条に規定する広告掲載の範囲について定めるものとする。

(業種又は業者の範囲)

第2 次の各号に定める業種又は業者の広告は、掲載しない。広告掲載中において、次の各号に定める業種又は業者に該当すると判断した場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に該当するもの
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
- (4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものは除く。）
- (5) 興信所又は探偵事務所に該当するもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの

(広告の範囲)

第3 掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は県が定める要領等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 責任の所在が不明確なもの
- (8) 内容が不明確なもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 県の広報等とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なもの
 - イ 統計、文献、専門用語等を引用し、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
 - エ 取引等に関して、表示すべき事項を明記せずに、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
- (10) 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示及び確実な事実の裏付けがないもの
- (11) 事実でないのに、県が広告主を支持し、又はその商品やサービスなどを推奨し、若しくは保証しているかのような誤解を与える表現のもの
- (12) 投機又は射幸心を著しくあおる表現のもの

- (13) 社会的秩序を乱すものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を肯定、又は美化したもの
 - イ 醜悪、残虐又は猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨又はわいせつなもの
 - エ その他風紀を乱し又は犯罪を誘発するおそれがあるもの
 - (14) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
 - (15) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、読者を迷わせ、又は不安を与えるおそれがあるもの
 - (16) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、又は業務妨害となるおそれがある表現のもの
 - (17) 第三者の氏名、写真、談話、商標及び著作物等を無断で使用したもの
 - (18) 皇室、王室、元首及び内外の国旗等の尊厳を傷つけるおそれがあるもの
 - (19) アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者又は役員の氏名、写真等を使用したもの
 - (20) オリンピックや国際的な博覧会・大会等のマーク、標語、呼称等を無断で使用したもの
 - (21) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - (22) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し方法、支払方法及び返品条件等が不明確なもの
 - (23) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
 - (24) 解雇広告
 - (25) 酒、たばこ等の健康的又は教育的配慮が必要なもの
 - (26) 火薬、危険度の高い金融商品等の消費事故が想定されるもの
 - (27) その他、税務印刷物等広告掲載審査会が適当でないとしたもの
- 2 前項に規定するもののほか、必要に応じて広告媒体ごとに、掲載できない広告の範囲を定めるものとする。

(広告主の範囲)

第4 次の各号のいずれかに該当する者は、広告掲載を行う者（以下「広告主」という。）になることができないものとする。

- (1) 県税について滞納があるもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正の手中のもの
- (3) 県から入札参加停止措置を受けているもの若しくは県の入札参加停止措置要件に該当するもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けているもの
- (4) その他広告主としてふさわしくないと知事が認めるもの

(県との協議)

第5 広告主は、掲載しようとする広告について、あらかじめ県と協議の上、県の承諾を得るものとする。